

(仕様書1) 入札物件一覧

施設名及び所在地	設置場所	貸付区分	貸付面積 自：自動販売機部分 回：回収ボックス部分	設置台数	最低貸付料	容器種別	売り上げ実績 (R5.4~R6.3) (勤務者・年間来場者数)
奈良県立宇陀高等学校(榛原学園) 宇陀市榛原下井足210	本館西側	土地	1.49㎡ 自：幅1.35m×奥行0.8m 回：幅0.90m×奥行0.46m	1台	3,191円	※1	売り上げ実績不明 教職員 60人程度 生徒 350人程度

※1 容器種別欄の表示について

缶、ペットボトル、紙パック(密閉式容器)可。紙パック専用も可。ビン、紙カップは不可。

※2 売上実績及び教職員数・生徒数は参考であり、今後の売上等の状況を保証するものではありません。

※3 1 貸付面積中の自動販売機部分の幅、奥行きには、放熱余地・転倒防止板等の面積を含んでおり、自動販売機のサイズを示すものではありません。

2 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。

3 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュース類等の飲料とし、酒類、たばこの販売は行わないでください。

4 自動販売機の設置場所は、入札実施要領の設置場所位置図の通りです。

5 事前に各自で自動販売機設置場所の確認を行い、設置を検討している機種を設置した場合の商品補充、メンテナンスのための扉開閉時の支障の有無等を確認してください。

6 回収ボックスの設置及び使用済み容器の回収は、落札者が行ってください。

7 貸付期間の更新は、行いません。

8 最低貸付料を予定価格とします。

9 最低貸付料は、貸付期間の総額(2年264日間の総額)です。

なお、土地の貸付であるため消費税及び地方消費税については、非課税扱いです。

10 最低貸付料には、光熱水費等を含みません。

(仕様書 2) 共通仕様書

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。

2 販売品目等の条件

- (1) 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュース類等の飲料等とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。容器種別等詳細は、(仕様書 1) 入札物件一覧表を確認すること。
- (2) 販売価格は、標準販売価格(定価)以下とすること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者(設置事業者の連結子会社等)に行わせようとする場合は、(様式 9) 自動販売機の管理に関する届出書を奈良県に提出すること。

- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は自社、他社製品、持ち込みを問わず設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルするとともに、周辺の清掃を行うこと。特に、夏の期間等利用客の多い時期については、使用済み容器の回収回数を増やすなどし、回収ボックス周辺に長時間にわたり容器が散乱することのないよう、くれぐれも環境を整えること。
- (3) 自動販売機を設置するに当たっては、据え付け面を十分に確認し、「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」(JIS 規格) 及び「自動販売機据付基準」(清涼飲料自動販売機協議会作成) に従って転倒防止措置を適切に講じた形で、安全に設置すること。設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (4) 販売品の搬入・使用済み容器の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (5) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (6) 自動販売機の故障・問い合わせ並びに苦情については、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (7) 自動販売機を設置する際は、事前に施設管理者と打ち合わせを行うこと。

4 注意事項

上記の内容に加え、個別の条件がある物件については、(仕様書 3) 個別仕様書を確認すること。

(仕様書3) 個別仕様書

設置場所 奈良県立宇陀高等学校 榛原学舎 本館西側

(1) 飲み物等の種類

- ① スポーツ飲料、お茶飲料、ミネラルウォーターは必ず販売すること。
- ② 事前に販売する商品のリストを学校に提出すること。
- ③ 商品リストに対し、学校から生徒の健康に関わって要望が提出された場合、配慮すること。

(2) 販売価格

標準販売価格（定価）より10円以上安価にすること。

(3) 容器回収

- ① 使用済み容器について、回収ボックスを設置すること。（設置の仕方は施設管理者の指示に従うこと）
- ② 回収ボックスに入れられた容器は他社製品、持ち込みを問わず回収し、周辺美化に努めること。

(4) 防犯

防犯対策を講じること。

(5) その他

- ① 商品の売り切れ、釣り銭切れ等が生じないように十分に注意すること。
- ② 自動販売機の故障には速やかに対処すること。